

# 津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

平成18年1月1日訓第99号

改正 平成30年3月14日訓第8号

令和3年1月19日訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と育児を両立できる環境や地域の中で子育てを支援する体制を整備することにより、児童福祉及び労働者福祉の向上を図るため、津市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、当該センターにおいて育児に係る相互援助活動の調整等を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「育児に係る援助」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 保育所、地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）への小学生以下の児童の送迎を行うこと。
- (2) 保育所等の始業時間前又は終業時間後に、小学生以下の児童を預かること。
- (3) 冠婚葬祭、買い物又は他の児童の学校行事の際に、小学生以下の児童を預かること。
- (4) 小学生以下の病気の児童又は病気の回復期にある児童を預かること。ただし、医療機関において入院治療を受ける必要のない場合に限る。
- (5) 保護者の急な勤務又は出張の際に宿泊を伴って小学生以下の児童を預かること。
- (6) その他仕事と育児の両立及び子育て支援のために必要な育児の援助を行うこと。

2 この要綱において「育児に係る相互援助活動」とは、育児に係る援助を相互に行うことをいう。

(センター)

第3条 センターは、育児に係る援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）及び育児に係る援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）（以下これ

らを「会員」と総称する。)により構成される会員組織とし、次条に規定する事業を行うものとする。

2 会員は、次に掲げる者（提供会員にあつては、20歳以上の者に限る。）のうち、センターの設置の趣旨を理解する者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する者

(2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 本市の区域内に存する学校に在学する者

(事業の内容)

第4条 センターの事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 会員の募集及び登録に関すること。

(2) 会員間における育児に係る相互援助活動の調整に関すること。

(3) 育児に係る相互援助活動についての講習会の開催に関すること。

(4) 会員を対象とする交流会の開催に関すること。

(5) 定期的な広報紙の発行等に関すること。

(6) 医療機関等との連携体制の整備に関すること。

(7) その他市長が必要と認めること。

(入会の手続)

第5条 センターに入会しようとする者は、市長に対して申込書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申込書を提出した者（以下「申込者」という。）は、育児に係る相互援助活動についての講習会を受講しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による提出があつた場合は、速やかに審査の上、センターへの入会を認めるときは、会員証を申込者に交付するものとする。

(退会の手続)

第6条 センターを退会しようとする会員は、退会届に会員証を添えて市長に提出しなければならない。

(援助活動の実施方法)

第7条 依頼会員は、育児に係る援助を受けようとするときは、市長に対し、育児に係る相互援助活動の調整について申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、依頼会員に対し、当該依頼会員に対する育児に係る援助を行うことができる提供会員を紹介するものとする。

3 前項の規定により紹介を受けた依頼会員は、あらかじめ当該提供会員と十分協議の上、育児に係る援助の実施について、相互に決定するものとする。

4 依頼会員は、育児に係る援助の実施後、当該育児に係る援助を実施した提供会員に対し、市長が別に定める基準に基づき、報酬及び保育所等への送迎に要した交通費その他育児の援助に要した費用を支払うものとする。

(委託)

第8条 センターの事業は、市長が適当と認める団体に委託してこれを行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成16年津市訓第12号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成30年3月14日訓第8号)

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月19日訓第1号)

(施行期日)

1 この訓は、令和3年4月1日から施行する。

(津市子育て支援緊急サポートネットワーク事業実施要綱の廃止)

2 津市子育て支援緊急サポートネットワーク事業実施要綱(平成21年津市訓第47号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓の施行の際現に前項の規定による廃止前の津市子育て支援緊急サポートネットワーク事業実施要綱第5条の規定によりなされた手続は、この訓による改正後の津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第5条の規定によりなされた手続とみなす。